

はじめよう、ちばチャリスタイル!

～安全・快適に自転車を利用しましょう～



「千葉市自転車を活用したまちづくり条例」が、平成29年7月1日から施行されます。

千葉市らしい生活スタイルである『ちばチャリスタイル』の実現に向け、市民や事業者の皆様と共に自転車を活用したまちづくりを推進します。

『ちばチャリスタイル』

環境にやさしく、健康にも良い自転車を、楽しく安全に、自発的に利用する千葉市らしい生活スタイル

『まちの将来像』

- 自転車を“賢く”活用し、“便利”で、“健やか”に“心豊か”な生活を楽しむことができるまち
- 歩行者、自転車利用者、自動車運転者が、“お互いに思いやり”を持ち、“安全”で、“快適”に移動できるまち

千葉市自転車を活用したまちづくり条例(主な規定内容)

●市民の役割

自転車の魅力について理解と関心を深め、自転車の利用促進及び安全利用に関する取組みに、自ら参画するように努めましょう。地域の実情に応じ、生活の様々な場面において、自発的に安全に自転車を利用していただくことを期待しています。【第5条】

●保護者の役割

事故を未然に防ぐため、未成年の子どもに対し自転車の安全利用に関する教育や指導に努めましょう。また、交通ルールやマナーを十分にご理解いただき、子どもの模範となる自転車の安全利用に努めてください。【第16条】

●自転車利用者の遵守事項

道路交通法等を遵守し、歩行者等の交通を妨げないよう配慮しましょう。「自転車を定期的に点検し、必要に応じた整備」、「灯火、反射器材の備え付け」、「ヘルメットの着用」、「施錠等の防犯対策を徹底」、「他者に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしない」ことに努めましょう。【第12条】



●自動車等運転者の遵守事項

道路交通法等を遵守し、車道を通行する自転車の安全に十分配慮しましょう。追越し等のため自転車の側方を通過するときは、安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めましょう。また、車道に自転車が走行する環境が整備された道路では、みだりに停車又は駐車を行わないよう努めましょう。【第13条】

●歩行者の遵守事項

道路交通法等を遵守し、安全な歩道等の通行に努めましょう。【第14条】

●自転車小売業者等の責務

自転車の販売、点検、整備をするときは、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用方法や、定期的な点検や整備の必要性について、周知や啓発に努めます。【第15条】

●市の責務

自転車の魅力と、まちづくりや市民の生活様式を変化させる可能性を踏まえ、自転車を活用したまちづくりを総合的に推進するための方針や具体的な施策などを定めた計画を策定し、自転車の利用促進や安全利用に関する取組みを実施します。【第4条】